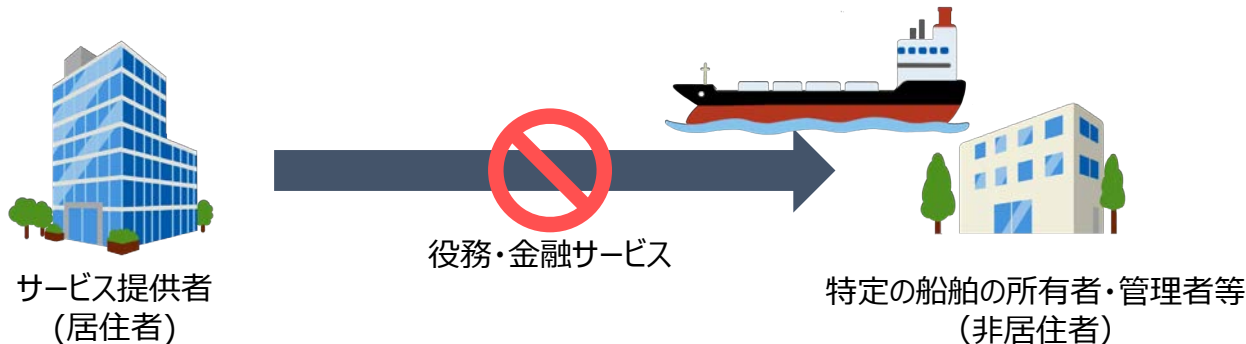


海上輸送業務に関わる皆さまへ ～特定の船舶に対するサービス提供の規制導入について～

財務省

2026年10月

外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、居住者と非居住者間の取引のうち、特定の船舶に対するサービス提供が、財務大臣の許可制となりました。



<規制の背景>

いわゆる「影の船団（shadow fleet）」が各国の制裁措置を回避している実態を踏まえ、主要国は、特定の船舶に対するサービス提供の禁止措置等を実施しています。我が国も、主要国が講じる措置の内容を踏まえ、特定の船舶に対する規制を講じます。



関連情報は[こちら](#)

<対象船舶>

規制の対象となる特定の船舶のIMO番号を外務省告示で公表しています。

<対象となるサービス提供>

外為法上の役務取引・資本取引のうち、許可対象となる取引を財務省告示で公表しています。

類型	主な例	関連事業者	財務省告示		外為法
船舶の手配・運航	船舶の運航又は船員派遣	船舶貸渡業 船舶運航事業 海運仲立業 海運代理店業 船員職業紹介事業 船員派遣事業	平成10年3月 大蔵省告示 第100号	第13号 イ、ロ	役務取引 (第25条 第6項)
媒介・代理	船舶の傭船の媒介又は船員職業紹介 船舶運航事業又は船舶貸渡業に通常属する取引の代理			第13号 八	
係船補助	水先			第13号 二	
保守	船舶の修繕			第13号 ホ	
金融	船舶損害保険、船主責任保険及びこれらの再保険	保険業者	平成10年3月 大蔵省告示 第99号	第3号の3	資本取引 (第21条 第1項)
	船舶購入・リースに係る貸付又は債務の保証	金融機関等			

- 外為法上の規制に抵触しないよう、関連する取引を行うにあたっては、規制対象の船舶かどうか、確認していただきますようお願い致します。
- 本規制に関するQ&Aは、財務省HPに掲載していますので、併せてご確認ください。